大阪暁光高等学校 事務長 藤並 一朗

専攻科支援金の受給資格認定申請及び収入状況届の結果書類の配付について

2021年7月に提出していただいた「高等学校等専攻科授業料支援金」の受給資格認定申請及び収入状況届の結果が届きましたので配付します。

専攻科支援金の受給額は、3期と4期の授業料から減免します(受給額によっては4期のみで減免の方もおられます)。準備が整いましたら学費サイトにてご案内する予定です。

■「様式5」「様式24」が同封されている方

- ▶ 受給資格認定が非課税あるいは準非課税相当のどちらかで認定されました。
- ▶ 認定された年月は様式5の「7 認定年月」でご確認いただけます。今後、親権者の所得状況や親権者に変更等がない限り、修了時まで認定状態が継続されます。4年生は来年、収入状況の届出が必須となります(時期がきましたら改めてご案内します)

■「様式 24」のみが同封されている方

▶ 7月以降も受給認定されています。様式24には7月以降の支給決定額内訳が記されています。4から6月の支給額から変更となる場合がありますのでご確認ください。

■「様式8」が同封されている方

▶ 4月から6月までは受給資格がありましたが、令和3年度の収入状況届出の提出により、所得制限となり資格が消滅しました。7月以降の専攻科支援金は支給されなくなります。今後、親権者の所得状況や親権者の変更等により支給対象となる状況になれば年度途中でも改めて申請できます。

■「様式6」が同封されている方

- ▶ 受給資格認定審査の結果、所得制限により不認定となりました。今後、親権者の所得状況や親権者の変更等により支給対象となる状況になれば、年度途中でも改めて申請できます。
- ※下記の事情変更が生じた場合は速やかに事務室まで届け出てください。
 - ・所得の修正申告や税額の更正決定により課税に関する情報等に変更があった場合
 - ・離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合
 - ・生活保護法に基づく保護を受けることになった場合
 - ・生活保護法に基づく保護が停止された場合